

【定通分割選抜】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則として納付書により県の指定する金融機関で納付していただくか、現金により高等学校窓口にて納付することになります。

そのため、県立高等学校を志願する場合や県立高等学校に入学する場合は、次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 950円 >

1 納付方法

納付書を使わずに、受検料を現金で、高等学校の窓口[※]に直接納付することができます。その場合は、志願先の高等学校の指示に従ってください。納付書を使って納付される方は下記の（１）～（４）のとおり納付してください。

- （１）納付書に志願者の氏名、住所、電話番号、中学校名を記入してください。※鉛筆書きは不可
- （２）３の納付期間中に２の取扱金融機関で記入済の納付書により、受検料を納付してください。その際、金融機関から「収入済証明書」と「領収書」（納付書の左２枚）が発行されますので、忘れずに受け取ってください。
- （３）「収入済証明書」と「領収書」を切り離し、「収入済証明書」（納付書の一番左）を、願書の裏面にしっかりとのり付けしてください。
- （４）「収入済証明書」をのり付けした願書を、志願先の高等学校の窓口[※]に提出してください。

＜ 注意 ＞

- １ 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合は、納付方法が異なります。この案内は県立高等学校の案内ですので、それぞれの案内にて納付方法をご確認ください。
- ２ 次の場合は、願書提出の際に、志願先の県立高等学校の窓口[※]に、現金で受検料を納付してください。
・ 志願変更で受検料を再納付する必要がある場合
- ３ 県立高等学校入学検定料納付書は県立高等学校の窓口[※]にて配布しております。

2 納付書の取扱金融機関

神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関
取扱金融機関につきましては、納付書の裏面に表示されています。

3 納付期間

令和7年2月20日（木）～3月6日（木）まで

＜ 注意 ＞

この納付期間を過ぎてしまった場合は、受検料を納付することができなくなりますのでご注意ください。
（特に募集期間の最終日には、金融機関では納付書を取り扱いません。）
納付書を使って納付を希望する場合は、この納付期間より前から納付することができます。

4 受検料の返還

一度納付された受検料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は、返還します。返還を受けようとする場合は、中学校または志願先の高等学校に備え付けてある「還付請求書」を募集期間終了日の翌日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。

- （１）志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って県立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- （２）県立高等学校の受検料を納付した後、願書提出前に志願先を県立高等学校から市立高等学校等に変えたり、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません。）
- （３）受検料を二重に納付した場合

II 入学料 < 2,100円 >

納付書で納付していただきます。詳しい納付手続は、合格発表の時に御案内します。

※受検料・入学料の減免制度については、「志願のてびき」に記載していますので御参照ください。

